

【足立区地域自立支援協議会くらし部会】会議概要

会 議 名	令和6年度 第2回 【足立区地域自立支援協議会くらし部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉センター
開催年月日	令和6年10月1日（火）
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
開催場所	障がい福祉センター 5階ホール
出席者	酒井 紀幸 部会長、池田 輝子 委員、高木 光成 委員、森 哲也 委員、 湊脇 美佐子 委員、三瓶 善衛 委員、石井 純一 委員、蔵津 あけみ 委員、 佐藤 奈緒 委員、松井 雅晴 委員、武井 喜行 委員、山本 克広 委員、 立川 昇オブザーバー
欠席者	杉田 直子 委員
会議次第	1 開会 障がい福祉センター所長挨拶 2 議事 （1）介助者負担の軽減ツールの体験 ① パワースーツ（株式会社 イノフィス） ② 床走行式リフト（障がい福祉センター） ③ iPad 活用（無料アプリ）の体操・ゲーム（障がい福祉センター） （2）事前アンケート結果の情報共有（第1回からの継続） ① アンケート3 障がい福祉特有のサービスの課題について 障がい福祉の分野では様々なサービス形態があると同時に、障がいのある方、家族の生活環境も変化してきているため、求められるサービスも変化してきている。 ② アンケート4 緊急時の対応について 地域生活支援拠点の運用の中での現状について ③ アンケート5 医療的ケアについて 医療的ケアを必要とする方が増えてきていることに対しての取り組みと課題について ④ アンケート6 障がい福祉報酬改定について 令和6年度報酬改定による、利用者への影響、事業所運営への影響について

	(3) 第3回の協議内容の検討（アンケート結果の情報共有を通じて） (4) 事務連絡 次回の予定 第3回 令和7年1月28日（火）午後2時～
資 料	次第・席次 資料① 足立区地域自立支援協議会 くらし部会アンケート 資料② 令和6年度福祉人材施策 障害分野
その他	公開、傍聴人なし

様式第2号（第3条関係）

1 開会

○大森事務局員

足立区地域自立支援協議会第2回くらし部会を開催いたします。本日、進行を務めさせていただきます。障がい福祉センター職員の大森と申します。

はじめに、当センター山本所長よりご挨拶申し上げます。山本所長よりお願いいたします。

○山本委員

日ごろから大変お世話になっております。当センター所長の山本でございます。第1回目は猛暑の中の開催でした。最近は涼しくなってきましたが、本日もご出席、誠にありがとうございます。

前は、高齢化、人材面などの課題についてご検討いただきました。本日もテーマに沿って議論をお願いします。

現在、足立区議会が開催しております。質問が多い事項としては物価高騰に対して区がどのように支援していくかについてです。明日からは決算特別委員会が始まり、その中で、議論されていきます。

また、この場をお借りしましてAふらんきの出展についてお知らせをさせていただきますと思います。

10月5日に東京拘置所で矯正展が開催され、Aふらんきが出展します。矯正展では、毎年芸能人が来ております。今年度は、俳優の緒形直人さんに来ていただく予定です。

10月12日、13日にあだち区民まつり（Aフェスタ）にもAふらんきが出展します。よろしければご観覧いただけたらと思います。

本日も、よろしくお願いいたします。

○大森事務局員

協議に先立ちまして、配布資料の確認です。

※資料確認 資料は上記参照

続きまして、出席者の確認です。

※出席者は上記参照

事務連絡は以上となります。

続いては、議事に移ります。

2 議事

○大森事務局員

（1）介助者負担の軽減ツールの体験

※実施内容は上記参照

（2）事前アンケート結果の情報共有（第1回からの継続）

○酒井部会長

改めて皆様、よろしくお願いいたします。アンケートについて前回の続きから行います。

アンケート3 障がい福祉特有のサービスの課題についてから行います。

アンケート3-（1）近年、利用者、利用予定者、家族等から新たなニーズを求められることはありましたか、あった場合、具体的な内容や課題はありますか。ということについてです。

○森委員

現在、ニーズが出ているものとしては、ヘルパーの時間やサービス内容について求められることが多いです。ヘルパーが不足しており、ニーズに対してお応えできていない部分があると思います。

○酒井部会長

新型コロナウイルスが明けて1年が過ぎました。いろいろなサービスを求められることが増えていると思います。そこに対応をしていくにも、人材不足の課題もあり、対応できないこともあると思います。

○池田委員

若い方は親御さんと一緒に土、日曜日に過ごされることがありますが、親御さんが歳を取ってこられると土、日曜日にお子さんを連れて外出が難しくなります。土曜日は開所するため、当法人に日曜日のサービス提供の要望があります。以前はテニス教室を開催していました。現在は、場所と人材確保が難しい状況です。また、日曜日に施設に行くことについてもヘルパー確保などが難しい状況です。

○酒井部会長

障がいのある方が外出する上で送迎などにおいて人材面の課題が出てくると思います。

○武井委員

当施設では医療的ケアの対応を行っています。しかし受け入れ人数は多くない現状です。特別支援学校との交流が再開した後、利用の相談が増加しています。現在、在籍する利用者について施設職員が対応する医療的ケアはありませんが、今後は必要になると考えております。

また、家族から自然災害が怖いとの意見があがってきています。自宅より施設にいる際に、地震や大雨があつて帰宅できない場合に施設はどのように対応を取るのかを聞かれることが増えております。また、当施設は二次避難所の指定を受けております。二次避難所が

開設となった際、区の運営と今いる職員がどこまで関わりを持ってくれるかが課題です。宿泊ニーズは多い中、近年はコロナにて宿泊が行えておりません。施設内で避難所体験としての宿泊できないかといった声があります。送迎については、朝早く受け入れを希望する声や、新卒の方は放課後等デイサービスと比べ帰りが早いといった声が増えてきています。

○酒井部会長

医療的ケア、災害、送迎等多岐にわたって課題が出ているかと思っています。柔軟に対応が必要かと思っています。

○湊脇委員

家族の高齢化に伴い、当事者が何かをやらなければいけなくなった際、失語症、高次脳機能障がいの影響で説明が難しいため、同行を希望する声が増えていきます。一方で対応する職員がいないため困難が生じており、申し訳ない気持ちです。

○酒井部会長

我々は何でもやってくれるように見られがちですが、できること、できないことがあります。申し訳ない気持ちになることもあるかと思っています。

○石井委員

18歳になると放課後等デイサービスが利用できなくなります。通所から利用者が帰宅する時間は16時ごろですが、18時頃に親御さんが仕事から帰宅する共働き世帯が増えてきています。通所のお迎えから親御さんが帰宅するまで見守り、散歩等できないかとの相談が多いです。時間が集中しやすいところと、長時間対応できるヘルパーがいないなど人出が不足しています。年末から2月ごろにかけて4月からの通所が決まった際、ご依頼に対応したいが、手配ができない状況にあります。

○酒井部会長

近年は共働き世帯が増えていきます。それに伴い長時間のサービス希望も増えていきます。送迎の時間については、居宅介護などの利用時間が集中しやすい課題や人材面の課題が出ているかと思っています。

○山本委員

当センターでも時間延長のニーズが届いております。送迎について、バスは巡回するため1番長く乗車する人にはできるだけ負担をかけないようにしていきたいです。また、バスポイントに少しでも長く停車していると苦情の電話となります。上手に対応していかないとそのバスポイントに停車することが困難に

なります。

また、障がい福祉センターでは、通所者の声を騒音として、近隣住民から苦情の声をいただくことが課題です。

○酒井部会長

通所バスについて、今回の報酬改訂においては課題が残るところです。実情を理解しながら進めていく必要があると思います。アンケート3－(2)利用者のニーズ等によって新たに組み込んだものは何かありますか。

○三瓶委員

当施設は入所施設です。利用者は外出希望買い物希望が多いです。限られた人数で利用者を買物等にお連れすることは難しいです。ご自身で行って、ご自身で買いたいものを選ぶことを支援することが一番いいですが、代行買い物支援やネットでの買い物支援を行っています。また、ICT機器を導入してサービスの質を高めることに取り組んでいます。

○酒井部会長

利用者が買い物自分で行きたいがなかなか行けない場合があり、支援ができると充実することはお互いにメリットがあるかと思っています。

○高木委員

コロナ禍で中止していたイベントや余暇活動について落ち着いてきた状況を踏まえて、もとに戻している状況です。

○酒井部会長

コロナ禍が明けてイベント等を再開する事業所、団体が増えているかと思っています。感染に留意したり、内容を一部変更しながら実施しているところが多いと聞いております。そうした取り組みについても改めて共有できればと思います。

続いての項目に移ります

アンケート4 緊急時対応について

アンケート4－(1)緊急時の対応について、事業所家庭等で把握・周知していますか。についてです。

足立区では緊急保護事業を実施しています。この事業を含めてどのような対応について把握、周知しているか確認していけたらと思います。

○三瓶委員

緊急保護事業の件数は年間1、2件と多くはないです。2泊で足立区と契約していますが、直近のケースだと1週間対応しております。2泊では次の行先に繋げることが難しいという現状にあります。緊急保護事業は短期入所が満床でも、施設のどこか空きスペース

で受け入れることとなっております。そうした状況も踏まえて2泊としていたと思われます。個人的には日数の見直しを図ってもよいと思います。

○酒井部会長

緊急保護事業については、個別の事情に合わせた柔軟な対応が必要となります。

○松井委員

三瓶委員の事業所と同じ緊急保護事業の契約書を交わしております。緊急保護事業についてはここ半年で2名の方の受け入れを行いました。2名とも1週間です。区との契約ですので、延長など話をしながら対応をしています。短期入所との違いについては、受給者証の有無があります。受け入れた場合は、同じ利用者として対応を行います。次の行先が決まるまでのつなぎの役割を担います。短期入所では1ヶ月間次の行先が見つからずに、利用していた方がおります。2泊では、次の行先が見つかりにくいと思います。

また、緊急保護事業の対象外となる方として、伝染病罹患患者や医師の治療が必要な方、医療的ケアが常時必要な方、強度行動障害等で施設利用が困難な方と明確な基準があるわけではないです。触法の方を受け入れたことがあります。施設で暴れて物を壊し、2、3日予定より早く退所された方もいます。受け入れ側として支援が難しいと感じることもあります。

○酒井部会長

緊急に受け入れを行うこともあり、受け入れ側としては大変なところもあるかと思います。

区としては緊急保護事業についてどういったところまで周知されていますでしょうか。

○和田事務局員

緊急保護事業に関しては、利用の窓口として障がい援護係になります。緊急の事案があれば、障がい援護係に相談いただくようお願いします。

○酒井部会長

基本は障がい援護係の連絡ですね。

○和田事務局員

はい。受給者証があって緊急保護事業ではなく短期入所で対応することもあります。受給者証の有無に関わらず、緊急保護事業で対応しながら、次の事業所を探すなどを障がい援護課全体で取り組んでおります。日中は住所ごとの障がい援護係が窓口ですが、夜間、土日については区役所の宿直に連絡をいただくこともあります。宿直から障がい援護課の係

長に連絡が行き、区役所職員用のチャット等を活用しながら情報共有し対応しております。

○酒井部会長

緊急保護事業については、障がい援護係への相談を行い、対応いただくことがベストだと思います。緊急の際は、緊急保護事業の利用を考えていただけたらと思います。

○池田委員

ヘルパー事業所がどれだけ緊急保護事業を把握されているだろうかと思います。当事業所の短期入所は1名しか受け入れができませんが、親御さんが入院されたので空いていたら入れてほしいとの連絡をいただくことがあります。ヘルパー事業所からはそうした連絡を度々いただくので、緊急保護事業の周知をお願いしたいです。

○酒井部会長

緊急保護事業をどういった場合に利用できるかわからない場合もあるかと思います。

○佐藤委員

親が入院するとなった際に、子の預け先を探してもみつからない事例をよく耳にします。そうした場合は地域生活支援拠点の緊急保護事業の対象ではなく、親が急に亡くなった場合などを対象にしているかと思います。これから親が入院となった場合に、短期入所をたくさん探して疲弊しているかと思います。

○酒井部会長

急病であっても、入院を断る医療機関があり、何時間も救急車で待つといった事例もあります。我々がそうしたことへの発信をしていき、障がいのある方を受け入れていただける医療機関を増やす必要があると思います。ここの病院は受け入れていただけたなどの情報共有ができるとよいと思います。我々も緊急時に利用できる医療機関がみつからないと困りますので普段からアプローチしていけると良いと思います。

続いてアンケート5医療的ケアについて、に移らせていただきます。

アンケート5-(1)医療的ケアを実施している事業所で、実践面での課題について何かありますか。

医療的ケアを実施している事業所は限られてしまいますので実施しているところからお願いしたいと思います。

○武井委員

看護師が行う医療的ケアと職員が行える3号研修を受講しての医療的ケアをふたつの面から対応しているところです。看護師が対応する部分に関しても看護師の確保が難しいな

かで継続した医療的ケアをどこまでできるのかが大きな課題です。通所の事業所でも看護師の配置が1名というところが多く、看護師が休まずに勤務することはできないので看護師が不在になった時にその利用者を休ませなければいけないのか、そういったところも含めて今後検討が必要だと思っています。また、職員が対応する3号研修についても研修受講から実施に至るまで非常に時間がかかるのと、実施できるようになった後も定期的に対応を求められる部分があり導入が難しい現状があります。今年度中に職員も対応するように今動いているところです。

法人内で施設の異動がありますので4年を基準で職員の異動を行っていくと3号研修で身に着けた技術を生かせるようになったときに異動し、次に入ってくる職員をまた育てなければならぬという現状があります。今、法人としては谷在家福祉園だけが実施しているところもあって他の生活介護事業においてもどうするかということ課題として検討していくことになっています。

○酒井部会長

看護師の採用は厳しい現状があり、医療的ケアには看護師や主治医との連携が必要になってきますので、そんな中で職員がどこまで行えるかが、どこの事業所でも課題になっていると思います。

○三瓶委員

医療的ケアの課題を大きくとらえれば、受け入れ施設が少ないということです。本来、重い障がいをお持ちですと福祉を受ける必要があるにもかかわらず医療的ケアがあるからと受けられるサービスが制限されてしまうということは、本当に大きな課題だと思います。

法人の取り組みとしては、これまで一施設で行っている医療的ケアを法人全体で受入れて対応させていただくことにしていきますがドクターが常駐しているわけでもありませんので限界があります。武井委員もおっしゃったように医療的ケアを実施しようとする申請に手間がかかります。40人弱が認定特定行為業務従事者となっています。すべての職員の認定証登録番号、いつ資格をとったか研修を受けた種別、どなたがどういった行為が出来るのか、それらすべてを把握する必要があります。利用者に実施行為の変更があれば報告してまた、実地研修を行うこととなります。これらは、国で定めていることなので仕方のないことではありますが、もう少しやりやすくならないかならないものかと思っ

ております。

○酒井部会長

利用者の相対数からいうと医療的ケアの方は少ないと思いますが、その中でどう対応していくかは職員のスキルも課題になっていくと思います。3号研修を受講してかないと実施ができないというところで時間を要する部分はあると思います。

○蔵津委員

3号研修と話の中に出てきますが、3号研修とは何でしょうか。

○上野事務局員

3号研修とは、介護者や支援者が喀痰吸引等の医療的ケアを行えるようになるための研修です。1号、2号研修は不特定の方、3号は特定の方が対象となっており研修時間も1、2号は50時間程度、3号は8時間となっています。3号研修受講者の基準は、対象の方の普段の様子を把握しており、変化等に気付ける支援者や介護者となっています。

○酒井部会長

職員が異動してしまうとまた、新たに受講してもらう必要があるという課題が出てくるので異動がある施設は苦慮されていると思います。

アンケート5-(2)医療的ケアにおいて、サービスを利用する上での課題等には何がありますか。

医療的ケアは内容の実施方法は、決まっています。私の施設の事例ですが、医療的ケアの内容に変更が生じた時は新たに指示書をいただかないと実施できないと説明し、お願いしてもご家族にご理解いただけないケースがありました。親御さんや家族にとっては、同じような内容で行っているのだから何度も指示書を提出しなくても良いだろうという感覚でいらっしゃると思います。施設側としては、指示書に従って実施しますので例えば、服薬量や種類の変更等にもすべてに指示をいただくようお願いいたします。なかなかご理解いただけない方には、何度も説明をさせていただいています。

続きまして、アンケート6報酬改定についてです。令和6年度の支援から障がい福祉サービスの報酬改定がありました。大きく内容が変更されたところや細かいところで変更となった事業形態等、多岐にわたっていると思います。

アンケート6-(1)報酬改定によって、サービス内容・活動等を変更した内容はありますか。生活介護事業所にかかわることが増えていると思います。ご存じない方も含

めサービス提供時間ごとに報酬が変わるような内容になっております。また、各事業でサービス提供記録や必要な書類の項目が増えていると思います。生活介護や就労系で給食を提供しているところでは、食事の摂取量の把握が必要になっています。

(2) 報酬改定によって、利用者の方に影響が出ているものはありますか。入所施設においては、地域移行支援が努力義務化されています。今回、入所人数が何パーセントなのかで決められていますので全て合わせていくのは難しいと思います。

強度行動障害の研修を受けて報酬が加算になるという部分もありますし、行動関連項目の点数によってどういう対応をするかというところが出てきます。

(3) 報酬改定によって、事業運営に影響が出ているものはありますか。特に生活介護事業については、受入れ時間で報酬が変わることで減収になるところが大きいと聞いています。サービス提供時間によって単価が設定されたことで活動の制限が出てくる部分があるとも聞いております。これらの3つについて質問させていただいております。

○池田委員

生活介護に関していうと請求単位が時間帯なので正直言うと請求自体が面倒です。

去年から説明を聞いてはいましたが、この内容にある行動関連項目の点数を区の方から頂いていなかったのも、もっと早くしていただきたいというのはあります。改定の全容が出てきたのが、毎年のことですが年度末の最後の最後で、仕方ないのですがもう少し前に出ると考えやすいと思います。生活介護に関していうと時間帯なので正直言うと請求自体が面倒です。

○酒井部会長

本当に年度末ギリギリであれだけの変更内容を出されても対応が難しかったと思います。今でも引き続き対応していかなければならない部分もあると思います。

○松井委員

入所施設ですがうちの活動の中での生活介護事業があります。年度末近くだったので、事前に立てていた予算が大きく変わり補正という形でやっているのは大変でした。当初の文書を読み込んだ時に入所施設の生活介護は大丈夫そうかなと判断をして区と確認をとっていたのですが、入所は多くとれるということで予算を組んでいたら、通所施設と一緒にうちの施設でいうと600万円位です。その中

で外部のヘルパーを使って生活介護時間の日中の時間帯で外出をする利用者が出てきました。週に1回外出で利用した時の国保連書類の申請がすごく難しく、中抜けの時間で区に確認し取り扱いを教えていただいて申請しています。中抜けした場合の対応が複雑化しており、わかりづらい部分が出てきた現状があります。

○酒井部会長

入所施設の内訳として入所されている方の日中は、生活介護を利用される制度になっています。入所施設でひとくくりに見えますが内容はふたつに分かれる報酬形態になっています。その辺りにも影響が出ていると思います。

○高木委員

報酬改定にあたってサービス内容や事業運営には、大きな影響は出ていないと思います。減算にはならないように整えるべきところは整えているところです。

○酒井部会長

グループホーム関係では、大きく影響はなかったと思いますが、単価が低い部分もありグループホームでは、まだまだ検討していかないといけない部分かと思っています。

○三瓶委員

入所施設というところでは基本的には介護報酬自体は微増しています。それは、入所でとれる努力加算です。そういったものを独自に取っているところもあります。今回の報酬改定で比較的大きな影響が出ているところもあります。一方で入所施設の日中支援の生活介護に対しては、最も大きな改正が断行されたという印象があります。サービス提供時間については、すぐにも取り組まなければならない課題でしたが、その他に令和7年度、8年度で要件を整備しないといけないと言われているものがいくつかあります。まだ整備が進んでいない、これから何とかしていかなければならないのは、例えばグループホームでは地域連携推進会議や入所支援では地域生活の強化、地域生活移行にかかわる責任者の設定やマニュアル作成等です。これらは、国から今年度末に方向性が示されるということですので令和8年に向けてやっていかなければなりません。これからやらなければならない、いくつかのことが大きな影響だと思っています。

○酒井部会長

報酬の部分だけではなく担当者を設けなさい、こういう会議を開きなさい、こういう方針を立てなさいだとか、今回の追加で細かいも

のもあると思います。年間の機会で共有できれば良いと思います。

○石井委員

報酬改定では、それほど影響は無かったと思います。処遇改善加算は、いままで複雑であったのが変わった点と BCP 作成や虐待防止研修の責任者を設けよとか研修を行うこと等が増えました。毎年、それらを更新しなければなりません。

○酒井部会長

やらなければならないことが毎年増えていきます。必須研修だけでも3つか4つあると思います。

○森委員

今、グループホームで話しているのは地域連携推進会議の主催をどうしようかと話しています。年1回、見学と施設公開をおこなうことになると、数の多いグループホームになると1年で何か所も行わなければならない区に協力していただく必要もあるので早めに準備をしています。

○酒井部会長

グループホームは、人員が少ない中で会議を追加され、実績の課題を話していると思います。そういう部分では、精査していかなければならない内容かなと思います。

○武井委員

通所では、昼ご飯について家族の承諾がなかなか得られず、こちらが想定していたよりも加算が取れないところもあります。栄養士の配置も管理栄養士でなければならず通所施設ではなかなか大変です。今は、管理栄養士が在籍しているので加算が取れていますが、これを継続することは難しいと思います。

○酒井部会長

生活介護や就労系にかかわらず、食事提供をしていると食事量の把握が必須となってきます。細かくて大変な作業になってきています。今までは食事量までは気にしていない事業所が多かったと思いますが、気にするようになりました。

親御さんの立場から変わったことや不便になったこと等ありましたらお願いいたします。

○佐藤委員

利用者の親としては、報酬改定によって生活介護の利用時間が長くなるとちょっと期待していました。通所バスの運転手の働く時間を今以上に長くできずに現状維持でした。強度行動障害の場合も18点以上で加算金がついたのですが結局意味がありません。ショートステイやグループホームに関しては東京都

から聞いたところでは、18点以上の加算をとるための研修を国立のぞみの園でしか受けられず人材が不足している現状があるということです。強度行動障害があっても収入が増えるのであれば、受け入れ先が増えるという制度なのだと思います。ショートステイ等も強度行動障害がある人が利用するなら賃金を1人分増やしても良いということになって受け入れてくれる場所が増えることにつながると思います。

○酒井部会長

生活介護で通所バスを利用されている施設が、減収になっていると聞いています。朝の時間が確保されても設定時間が低いので事業所の運営に影響が出てきていると思います。

強度行動障害の研修は、申し込んでも受けられない現状があります。研修を受講しないと加算が取れない制度の仕組みもあり厳しいと思います。研修を修了してからやっと加算がされることになっています。人員を配置すれば解決することでもないことを含めて内容を吟味していかなければならないと思っています。

○蔵津委員

先ほど佐藤委員が通所バスの時間が早くならないとお話しされていましたが、うちの子が通っている施設は朝15分早くなり、帰りが15分遅くなりました。親としては、ありがたいと思っています。

食事の件では、職員の方が連絡帳に食事の量を記入してくれます。親の私よりすごく一生懸命やってくださってありがたいと思います。

強度行動障害の研修は、知的障がい者の施設で何人ぐらい受けているのでしょうか。初めて聞いたので教えていただけたらと思います。

○武井委員

加算をとる最低ラインというのはあります。それ以上に加算をとるために研修を受けさせるかということは事業者それぞれです。強度行動障害の研修は受けやすくなってきています。私のところに関しては、2年目の職員から全員、基礎研修をとらせるようにしています。基礎研修と実践研修がありまして、簡単に言うと実践研修を修了している職員が強度行動障害のご利用者に対しての計画を立て、計画に沿って専門的な支援を行い、基礎研修が終了していないとできないという研修になっています。私のところは、知的の重度の方が多いので基本的には職員全員でとって支援を充実

させています。当初は、研修自体が申し込んでも受けられないことが多かったのですが、最近は受けられることが増えています。

○蔵津委員

こういうことがあって職員方は、本当に忙しくなっている中、親が職員の方に多くの要望をするのは酷だと思っています。ありがたいです。ありがとうございました。

○酒井部会長

あいのわ福祉会の各施設では3人は、受講しています。利用者の何名に対して何人以上かというのが基準になってきます。そこで職員の異動が発生すると研修修了者が足りなくなる課題があります。そういったことは準備をしなければならない部分だと思います。

忙しさは増えていますが、気持ちは萎えていません。各事業所の職員に会った時に見てください。

○茂木事務局員

社会リハビリテーション室は自立訓練事業所になります。基本報酬の部分では、さほど大きな変化はありません。リハビリテーション加算ではSIMという評価項目を用いて評価しなければならないことやプログラムの内容を公表しなければならないという動きがあり検討が必要になっています。また、高次脳機能障害のある方の支援の充実が求められています。加算の取得に必要な研修は国立リハビリテーションセンターの一か所のみで行っています。枠も少ないので受けることも大変です。研修受講後、高次脳機能障がいを持つ方が全体の30%の場合に加算が取得できるので今後、検討が必要だと思っています。

○酒井部会長

あしすとは区内で唯一の事業を運営している事業もありますので影響が出ていると思いました。

本日は、長時間協議いただきました。以上の内容で終了させていただきます。

(3) 第3回協議内容の検討(アンケート結果の情報共有を通じて)

本年度、くらし部会が後1回ございます。アンケートの内容は、前回と今回で確認が終わりました。3回目に向けて協議内容は、皆様と検討させていただきます。事前に事務局から協議内容をご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(4) その他連絡事項

○大森事務局員

事務連絡いたします。本日の議事録ですが作成して委員の皆様にご送らせていただきます。

ご確認頂きまして、ご意見等いただければと思います。酒井部会長に最終確認して頂きホームページに掲載する予定です。

次回のくらし部会は、令和7年1月28日(火)に第3回開催予定となっております。これを持ちまして足立区地域自立支援協議会第2回くらし部会を終了致します。

以上